豊橋市こども発達センター

重症心身障害児（者）日中一時支援事業

１．目　的

家族の病気や事故、学校行事等への参加、休養等の理由で在宅介護が困難になった場合に、一時的に在宅の重症心身障害児（者）を預かり、家族の支援を図ります。

２．対象者

在宅の重症心身障害児（者）で、身体障害者手帳1級かつ療育手帳Ａ判定かＢ判定に相当する方

３．実施日及び実施時間等

火曜日～土曜日（祝日、休日、年末年始を除く）　午前１０時～午後３時

※予約制（事前登録の上、利用希望日の前月の１日（休館日の場合は翌日）から受付を開始します。）

※介護困難となる緊急事態が発生した方から日中一時支援の申し出があった場合は、その方を優先させ、介護休息目的等で予約のあった方に利用辞退をお願いする場合があります。

※原則単独利用（送迎なし）ですが、初回に限って医療的ケア等の確認の必要がありますので、保護者の方と一緒に利用していただきます。

４．定　員

一日あたり２名

５．利用料

サービス提供に係る費用の額については、以下のとおりです。（豊橋市）

区　　分	４時間以内	４時間を越え８時間以内
基本日中一時支援	１，７２０円	３，４５０円
身体介護加算	７００円	１，４００円
重心加算	１，７３０円	３，４６０円
利用者負担額	１７２円	３４５円

※お住いの市によって金額が異なります。

基本日中一時支援の金額のうち9割が給付費対象となります。こども発達センターが給付費を代理受理いたしますので、利用者負担分として１割をお支払いいただきます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

６．食　費

自費

７．人員配置

看護師・保育士・理学療法士

８．活動内容

・日 常 生 活 の 支 援：食事の提供・排泄支援・着脱衣支援・整容支援
・医療および健康管理：看護師による医療的ケア
・社会的活動の支援：日常生活指導・余暇活動
（散歩、体操、レクリエーションなど）
・相談援助

９．登録方法

こども発達センター相談部門（0532-39-9200）へ、直接または電話でお申し込みください。

«登録までの流れ»

①事前見学・面接日の日程調整
②施設・サービスについての説明
③面談日の日程調整
④申請書類の送付（こども発達センターから申込者へ）
⑤面談
看護師・保育士・理学療法士による面談、小児科医による診察、契約手続き
〈必要書類〉
・重症心身障害児（者）日中一時支援事業利用申請書（事前送付）
・アセスメントシート（事前送付）
・診察申込書（事前送付）（初診の方のみ）
・認印
・身体障害者手帳
・療育手帳
・地域生活支援事業受給者証
（お持ちでない方は、市役所障害福祉課へ申請してください。）
・保険証
・診察券（お持ちの方）
⑥登録・利用開始

豊橋市こども発達センター
豊橋市中野町字中原１００番地
電話：０５３２（３９）９２００